

2025-2 税務・労務・法務情報

RR2025-04 (少額非課税フリンジベネフィット) 一部修正

A. 改定そのものは、大した内容ではなく、制服の支給について年間P6,000→P7,000に非課税枠を増額するというものです。

改善すべき大混乱中の税制（VAT 0 %取扱等）が山積みのところ、この制服支給の改定増額だけをどうして急いだのか？ 政府内にその必要性があったのでしょうか、理解できません。 極めてバランスを欠いた税務行政が続いているように見えます。

とは言え、この際ですので、フリンジベネフィット課税の概要を復習しておきます。

(制度の概要)

1. 課税の対象と納付義務者

雇用者から使用人（一般社員を除く）に与えられたフリンジベネフィットに対して最終源泉税として課税されるもの。雇用者が納付義務を負う。

2. 税額の計算方法

実際に支給したフリンジベネフィット対象となる金額を 6.5 %で除したグロスアップ額に対して、3.5 %の税率を適用する。

3. 納付

四半期毎翌月末日までに納付

(フリンジベネフィットの定義)

1. 使用人に対して与えられた金銭・現物による全ての受益をいい、以下を含む。

- ・住居の提供
- ・個人経費の負担
- ・乗用車の提供
- ・家事使用人の提供
- ・低利融資
- ・スポーツクラブ等会費の負担
- ・海外旅行費用の負担
- ・休暇費用の負担
- ・使用者又はその家族の教育費負担
- ・法律で認める以上の生命保険料負担 等（これらの費目は、例示列挙ですので、これ以外の費目についても認定される可能性はあります。）

2. 免税とされるフリンジベネフィット

- ・特別な法律により免税とされるもの
- ・退職金制度等に基づく雇用者負担
- ・労働協約に基づく受益

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語↔日本語翻訳業務担当)